

許可番号 03820009474

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県西条市周布1758番地3
氏 名 藤岡建設株式会社
代表取締役 藤岡 一貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 5年11月10日
令和10年11月 9日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕処分：がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鋳さい、ゴムくず	以上9種類
乾燥処分：汚泥	以上1種類
焼却処分：紙くず、木くず、廃プラスチック類	以上3種類
切断処分：木くず、がれき類、金属くず	以上3種類
選別処分：がれき類	以上1種類
コンクリート混練・固化処分：燃え殻、ばいじん	以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|--|----|
| (1) 破砕施設（がれき類、金属くず） | 2基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番1 | |
| ・設置年月日：昭和63年6月1日、届出年月日：平成13年4月27日 | |
| 処理能力：1,520t/日 | |
| ・設置年月日：平成11年1月5日、届出年月日：平成13年4月27日 | |
| 処理能力：680t/日 | |
| (2) 破砕施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番1 | |
| 設置年月日：平成12年5月1日、処理能力：4t/日 | |
| (3) 破砕施設（がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」） | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町川根乙38番4 | |
| 設置年月日：令和元年10月21日、処理能力：4.8t/日 | |
| (4) 天日乾燥施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番1 | |
| 設置年月日：昭和63年6月1日、処理能力：138.75t/3日 | |
| (5) 焼却施設 | 1基 |
| 設置場所：西条市丹原町田野上方1097番1 | |
| 設置年月日：平成16年6月30日 | |
| 処理能力：45kg/時、97.4kg/日（廃プラスチック類） | |

（裏面へ続く）

(裏面)

- (6) 切断施設 (木くず) 1 基
設置場所: 西条市丹原町川根乙 38 番 4
設置年月日: 平成 20 年 11 月 18 日
処理能力: 5.08 t/時
- (7) 切断施設 (がれき類、金属くず) 1 基
設置場所: 西条市丹原町川根乙 38 番 4
設置年月日: 平成 20 年 12 月 6 日
処理能力: 1.87 t/時
- (8) 選別施設 1 基
設置場所: 西条市丹原町川根乙 38 番 4
設置年月日: 平成 20 年 11 月 18 日
処理能力: 180 t/時
- (9) コンクリート混練・固化施設 1 式
設置場所: 西条市丹原町田野上方 1097 番 1、西条市丹原町川根乙 38 番 4
設置年月日: 平成 21 年 3 月 1 日
処理能力: 199.4 t/3 日 (燃え殻)、199.4 t/3 日 (ばいじん)
- (10) 保管場所 11 箇所
- ・設置場所: 西条市丹原町大字田野上方 1097 番 1
保管する廃棄物の種類: ①がれき類 ②金属くず ③木くず ④紙くず、木くず、廃プラスチック類
⑤がれき類、金属くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」、鉱さい、ゴムくず
⑥燃え殻 ⑦ ばいじん
保管面積: ①147.28 m² ②14.23 m² ③56.62 m² ④2.70 m²
⑤34.50 m² ⑥74.50 m² ⑦79.42 m²
保管容量: ①193.44 m³ ②19.98 m³ ③97.38 m³ ④各 0.85 m³
⑤各 2.0 m³ (廃プラスチック類のみ 4.0 m³) ⑥329.6 m³
⑦394.41 m³
 - ・設置場所: 西条市丹原町川根乙 38 番 4
保管する廃棄物の種類: ①がれき類 ②金属くず ③木くず ④がれき類 ⑤がれき類
⑥「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」
保管面積: ①71.04 m² ②18.50 m² ③411.73 m² ④53.28 m²
⑤31.9 m² ⑥4.12 m²
保管容量: ①59.9 m³ ②15.95 m³ ③277.97 m³ ④63.27 m³
⑤31.9 m³ ⑥3.5 m³

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|-------|-------------------|
| ○当初許可 | 平成 5 年 11 月 10 日 |
| ○更新許可 | 平成 10 年 11 月 10 日 |
| ○更新許可 | 平成 15 年 11 月 10 日 |
| ○更新許可 | 平成 20 年 11 月 10 日 |
| ○更新許可 | 平成 25 年 11 月 29 日 |
| ○更新許可 | 平成 30 年 11 月 10 日 |
| ○変更届出 | 令和 元年 10 月 21 日 |
- (がれき類及び「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」の破砕機 1 基及び保管場所の追加)
- | | |
|-------|------------------|
| ○更新許可 | 令和 5 年 11 月 10 日 |
|-------|------------------|

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無